



このマークのある事業は、
「みとっこ未来パッケージ」の事業です



不妊治療・不育症治療の費用を助成します

申請期限がありますので、早めに相談してください。

▼一般不妊治療費等助成

生殖補助医療(体外受精・顕微授精)に移行する前の一般不妊治療・検査費用の一部を助成します。

助成限度額／1年度につき5万円まで ※5万円に達するまで複数回申請できます。治療額が限度額に満たない場合、実際にかかった治療額が助成額となります。

▼生殖補助医療(体外受精・顕微授精)助成

生殖補助医療(体外受精・顕微授精)の費用の一部を助成します。保険適用後の自己負担や保険外の自費分のいずれも助成対象です(特定不妊治療助成事業で助成を受けたものを除く)。

治療ステージ	助成限度額
①A、B、D、Eの場合	5万円まで
②C、Fの場合	2.5万円まで
③男性不妊治療 (体外受精・顕微授精の治療の一環として精巣または精巣上体から精子を採取するための手術を行った場合) ※治療ステージCを除く。	5万円まで

※令和5年4月1日以降に治療が終了したもので、治療ステージ①～③をすべて全額自費治療で行った場合、各ステージの助成限度額に加えて最大5万円まで上乘せします。

▼不育症治療助成

不育症と診断され、検査や治療を受けた方に費用の一部を助成します。

助成限度額／不育症検査・治療…1年度につき5万円まで
流死産検体を用いた遺伝子検査…検査1回につき費用の7割または6万円のいずれか低い額 ※先進医療として実施した場合。

申請方法・問合せ／受診等証明書を医療機関に記入してもらい、必要書類を添えて、直接、子育て支援課(☎350-1216)へ ※事業によって、対象、申請期限、必要書類などが異なります。詳細は、市ホームページをご覧ください。



訪問型家庭教育支援を利用しませんか

家庭での子どもへの関わり方や、子育てについて悩んでいる方を、ソーシャルワーカーや保健師などが家庭訪問し、個別に相談に応じます。

対象／市内に居住する小学1年生以下の子どもの保護者

料金／無料

申込・問合せ／申込書に記入し、郵送またはEメールで、みと好文カレッジ(〒310-0852笠原町978-5総合教育研究所3階、☎303-6602、✉college@city.mito.lg.jp)へ ※いばらき電子申請・届出サービスからも申込みます。申込書は、みと好文カレッジ、各市民センター、市ホームページで入手できます。



子育て世帯へ生活支援特別給付金を支給します

▼ひとり親世帯

(ひとり親世帯生活支援特別給付金)

対象／次のいずれかに該当する方

- ①令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けた
- ②公的年金などを受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない
- ③児童扶養手当を受給していないが、物価高騰の影響により令和5年1月1日以降の家計が急変し、収入が児童扶養手当の受給者と同水準にある

▼ひとり親世帯以外の子育て世帯

(子育て世帯生活支援特別給付金)

対象／次のいずれかに該当する方

- ④令和4年度に子育て世帯生活支援特別給付金の給付を受けた
- ⑤平成17年4月2日～令和6年2月29日に生まれた子ども(特別児童扶養手当を受給している場合は、平成15年4月2日～令和6年2月29日に生まれた子ども)の養育者で、次のいずれかに該当する方 (ア)令和5年度の住民税(均等割)が非課税である (イ)物価高騰の影響により令和5年1月1日以降の家計が急変し、収入が令和5年度の住民税非課税である方と同水準にある

給付額／子ども1人あたり5万円

申請方法／①・④に該当する方…申請は不要です。5月未までに、①に該当する方は児童扶養手当の振込口座に、④に該当する方は令和4年度に支給した振込口座に振込みます ②・③・⑤に該当する方…原則、申請が必要です。令和6年2月29日(木)までに、申請書に記入のうえ、必要書類を添えて、直接、子ども政策課へ ※申請・支給方法など、詳細は、市ホームページをご覧ください。

問合せ／子ども政策課(☎232-9176)



小・中学校新入生応援金を支給します

子どもたちの学びの環境を整える際の子育て世帯の経済的負担を軽減するため、応援金を支給します。

対象／令和5年5月1日現在で水戸市に住民登録があり、小学校または中学校に入学する年齢の子どもを監護している方 ※対象となる方には、申請方法などを記載した通知書を5月下旬に送付します。配偶者等からの暴力等により、対象年齢の子どもとともに水戸市に避難されている方も対象となる場合があります。詳細は、お問合せください。

給付額／子ども1人あたり3万円

問合せ／子ども政策課(☎232-9176)



暮 水戸市民会館開館記念式典の
観覧者を募集します

問合せ／新市民会館整備課(☎231-7070)

水戸市民会館開館記念式典の観覧者を募集します。同式典では、野村萬斎(狂言師)による狂言「三番叟」の上演や、野平一郎(作曲家・ピアノリスト)による「ピアノ開きミニコンサート」を行います。

日時／7月2日(日)、午前10時～正午

場所／水戸市民会館(泉町1)

対象／市内に居住する方

定員／1,000名(定員を超えた場合は抽選)

料金／無料

申込み／5月22日(月)～6月2日(金)に、いばらき電子申請・届出サービスから申込みか、往復はがき(当日消印有効)に、代表者の住所、氏名、電話番号、希望人数(1人または2人)を記入し、水戸市新市民会館整備課(〒310-0063五軒町1-2-5茨城いすゞビル4階)へ

※重複しての申込みや、座席指定はできません。抽選結果は、郵送またはEメールで、申込者全員にお知らせします。



暮 水戸市民会館プレオープンDay

問合せ／水戸市民会館運営事務局(☎303-6226)

7月2日(日)に開館する水戸市民会館を、自由に見学できます。事前申込みは不要です。

期日／5月26日(金)・27日(土)、6月4日(日)

時間／午前11時～午後4時

場所／水戸市民会館(泉町1)

持ち物／上履き、外履き用袋など

見学できる施設／グロービスホール(大ホール)、ユードムホール(中ホール)、小ホール、展示室、スタジオ、やぐら広場、ラウンジギャラリー、和室など ※一部、人数制限を行う場合があります。



やぐら広場

見学ツアーに参加してみませんか

希望者向けに、館内の説明をしながら案内するツアーを行います。

時間／午前11時30分から、午後1時から、午後2時30分から(各回60分程度)

定員／各回15名(定員になり次第締切り)

料金／無料

申込み／各回とも、各開催日の午前11時から受け付けますので、直接、水戸市民会館1階受付へ

保 マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました

問合せ／国保年金課(☎232-9526)または、健康保険証利用申込みについてはマイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)

一部の医療機関や薬局の窓口で、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになりました。利用するには、パソコンやスマホで、マイナポータルから健康保険証利用の事前登録が必要です。詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。



登録に必要なもの／マイナンバーカード、マイナンバーカード交付時に設定した利用者証明用電子証明書(数字4桁)、マイナンバーカード読取対応機種(またはパソコンとICカードリーダー)

※スマホやパソコンが利用できないなど、登録ができない場合は、以下の場所でも登録をすることができます。

・市役所2階特設コーナー、各出張所(5月31日(水)まで) ※常設出張所(☎269-2111)は事前予約が必要です。期限は変更になることがあります。

・セブンイレブン(コンビニエンスストア)店舗内のATM

・マイナンバーカードの保険証利用に対応している医療機関

※専用のカードリーダーなどの機器がまだ設置されていない医療機関や薬局では、これまでどおり紙の健康保険証が必要です。念のため、健康保険証とマイナンバーカードの両方を持っていくことをおすすめします。

登録するとこんなメリットがあります！

健康保険証としてずっと使えます

就職・転職・引っ越しをしても、マイナンバーカードで病院を受診できます。

※国民健康保険の加入・脱退手続きは必要です。

受診時に必要な書類が減ります

オンラインでの資格確認を行うことで、受診時に高齢受給者証や高額療養費の限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証等の提示が不要になります。

※医療福祉費受給者証(マル福)など自治体独自の医療助成制度については、受給者証の提示が必要です。

健康管理や医療の質が向上します

マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになります。また、本人の同意があれば、医師や歯科医師がオンラインで薬剤情報や特定健診情報を確認できるなど、より多くの情報をもとに診療や服薬管理が可能となります。

税など

国民年金保険料詐欺にご注意ください

全国各地で、「日本年金機構」「社会保険庁」「厚生労働省」「委託業者」などの職員と称して、現金をだまし取ろうとしたり、家族構成や銀行口座番号、預金金額を聞き出したりするなど、不審な電話や訪問が発生しています。また、運送会社を名乗り、「年金関係の書類を配達できないので、職業や会社名などを教えてほしい」と言いつつ、情報を入手しようとする電話も相次いでいます。日本年金機構職員や委託業者が訪問する際は、必ず写真付身分証明書を携行し、提示します。委託業者の訪問員が現金を預かることはありません。また、市

職員が、国民年金の保険料を徴収するために訪問することもありません。

不審な電話や訪問があった場合は、市国保年金課または年金事務所へお問合せください。

問／市同課(☎232・9152
9)または水戸北年金事務所(☎2331・22003)、水戸南年金事務所(☎227・3278)

保健福祉

交通事故が原因で介護サービスを利用する際は届出を

65歳以上の方が交通事故などの第三者行為を原因として、介護保険サービスを受ける場合は、市に届出が必要です。届出後、市は介護保険サービス費用のうち、保険者が負担した部分について、加害者側に請求します。

令和5年度 納期のお知らせ
納期限／5月31日(水)

納付するもの	課税に関する 問合せ
軽自動車税(種別割)	市民税課 (☎232-9138)

納付に関する問合せ／収税課(☎232-9145)

口座振替などを
ご活用ください

市税は、口座振替やスマートフォン決済アプリによる納付のほか、地方税お支払いサイトでのクレジットカード決済などで納付できます。自宅などで納付ができるこれらの方法をご活用ください。各種納付方法など、詳細は、収税課にお問合せください。

届出がない場合、不利益を被ることがありますので、必ず連絡してください。

高額介護サービス費の
支給申請を忘れずに

介護保険の自己負担額が、所得にのじた基準額を超えた場合、その超えた額が支給されます。支給対象者には、介護サービスの利用月の約3か月後に通知を送りますので、介護保険課に申請してください。詳細は、お問合せください。

高齢者の虐待をなく
するために

虐待とは、身体的虐待だけでなく、暴言や無視、嫌がらせ、介護の放棄なども当てはまります。支援する家族の介護疲れから起こることもあります。高齢者への虐待は、早い時期に第三者が介入するなどして、虐待の悪循環を止めることが大切です。「虐待かも、」と思ったときや、虐待と思われる状況を見たときは、高齢福祉課や近くの高齢者支援センターに連絡・相談してください。通報者の秘密は守ら

れます。問／高齢福祉課(☎232・9174)

6月1日は
人権擁護委員の日です

人権擁護委員は、皆さんの人権が侵害されないように、注意を払い、人権侵害があったときには相談を受け、適切に対応します。

▼法務局による相談窓口

・電話での相談
日／月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分 専用電話／0570・003・110

・インターネットでの相談

法務省ホームページ(https://www.jinken.go.jp)から相談できます。

問／水戸地方法務局(☎227・9919)

▼特設無料人権相談所

特設無料人権相談所を年8回開設しています。

暮らしの中での心配ごとや人権問題などの相談に、人権擁護委員が応じます。

日／6月9日(金)、午前10時～午後3時(受付は午後2時30分まで) 場／市役所6階 申／当日受付

問／水戸人権擁護委員協議会(☎227・9919)または市福祉総務課(☎232・9169)

障害者のための諸手当の手続きを

市内に居住している、心身に障害のある方の生活に役立つため、次のような手当を支給しています。諸手当を受給するには、申請して認定を受ける必要があります。

▼水戸市心身障害児(者)福祉手当

市内に1年以上居住する、心身に重度の障害がある方または同居・養育している方に支給します。

手当額(月額)・対象/3,500円…身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A・Aの方、身体障害者手帳3級で療育手帳Bの方、3,000円…身体障害者手帳3級の方、療育手帳Bの方、20歳未満で身体障害者手帳4級の方、20歳未満で療育手帳Cの方
※障害児福祉手当や特別障害者手当を受けている場合、または福祉施設などに入所している場合は、支給されません。

▼特別障害者手当

在宅の方で、重度の障害が重複しているなど、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給します。
※受給資格者またはその配偶者や扶養義務者に一定額以上の所得があった場合、受給資格者が福祉施設などに入所している場合、病院などに継続して3か月を超えて入院している場合は、支給されません。

手当額(月額)/27,980円

▼特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を家庭で養育している保護者に支給します。

区分・対象/1級…身体障害者手帳1・2級と3級の一部の方、療育手帳A・A程度または同程度の精神障害のある方 2級…身体障害者手帳3級と4級の一部の方、療育手帳B程度または同程度の精神障害のある方

※受給資格者または扶養義務者に一定額以上の所得があった場合、障害のある児童が福祉施設などに入所している場合、障害を事由とする公的年金を受給している場合は、支給されません。

手当額(月額)/1級…53,700円 2級…35,760円

▼障害児福祉手当

在宅の重度障害児で、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の方に支給します。

※受給資格者または扶養義務者に一定額以上の所得があった場合、受給資格者が福祉施設などに入所している場合、障害を事由とする公的年金を受給している場合は、支給されません。

手当額(月額)/15,220円

申込・問合せ/必要書類を添えて、直接、障害福祉課(☎350-8053)へ

募集

ドライバーサポート フィットネス

車の運転に必要な体力、反射力、認識力を鍛えるトレーニングを行う全6回の講座です。

期/6月9日・16日、7月7日・21日、8月4日・18日の金曜日
時/午前10時～11時 場/市役所2階 対/市内に居住する65歳以上の方 人/15名(定員になり次第締切り) 料/3000円 申/5月24日(水)の午前9時から受付けますので、電話で、NPO法人ちいきの学校(☎070-3875-3232)へ
※6月5日(月)、午前10時～11時30分に、無料の体験会を行います。詳細は、お問合せください。
問/地域支援センター(☎297-5006)

募集

シルバーリハビリ体操 指導士3級養成講習会

介護予防のための体操を指導するボランティアを養成するための講習会です。

期/6月22日(木)・26日(月)・29日(木)、7月3日(月)・6日(木)(全5回) 時/午前9時30分～午後3時45分 場/市役所2階など 対/市内に居住する50歳以上で、全日程参加できる方 人/10名(定員を超えた場合は抽選)

合は抽選) 料/無料

申・問/6月14日(水)までに、電話で、地域支援センター(☎297-5903)へ ※抽選結果は、電話で、申込者全員にお知らせします。

手話通訳者・要約筆記者 などを派遣します

障害のある方が、「コミュニケーションを円滑に図れるように、無料で派遣します。

	申込先
手話通訳者・要約筆記者	市障害福祉課 (☎232-9173、☎221-4447)
盲ろう者向け通訳・介助員	県聴覚障害者福祉センター (☎248-0029、☎247-1369)
失語症者向け意思疎通支援者	県言語聴覚士会磯野方 (☎080-4753-2453、☎0294-32-7491、✉ibarakiken_st@yahoo.co.jp)

申込期限/派遣希望日の7日前
問/市障害福祉課

指定難病特定医療費 受給者証をお持ちの方へ

▼更新申請を忘れずに
有効期間が満了する前に、更新申請が必要です。期間内に手続きを行ってください。 ※県



接骨院や整骨院では国民健康保険の適用範囲を確認しましょう

接骨院や整骨院は、骨折・脱臼・打撲・ねんざなどの外傷に対し施術を行う、柔道整復師による施術所です。国民健康保険が適用されるのは、次の場合に限られますので、注意しましょう。

なお、国民健康保険を使って柔道整復師の施術を受けた方は、領収証を必ず受取り、領収証と施術の記録を保管してください。後日、施術日や負傷部位、施術内容などを調査する場合がありますので、回答を接骨院などに依頼せず、施術を受けた本人が回答するようにしましょう。

▼国民健康保険が適用される場合

- ・外傷性の原因によるねんざ、打撲、挫傷(肉離れなど)
- ・外傷性の原因による骨折、脱臼(応急手当をする場合を除き、医師の同意が必要です)

※負傷の原因は正確に伝えるようにしましょう。療養費支給申請書は、内容をよく確認したうえで、自分で署名してください。施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう。また、交通事故による外傷は、手続きが必要です。詳細は、お問合せください。

▼国民健康保険が適用されない場合

- ・日常生活における単純な疲労や肩こり、腰痛、体調不良など
- ・神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎やヘルニアなどの病気によるこりや痛み
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善がみられない長期の施術
- ・労災保険が適用となるもの

問合せ/国保年金課(☎232-9166)

中央保健所から、6月頃に通知を送付します。
申・問/県中央保健所(笠原町、☎241-0100)へ
▼水戸市難病患者見舞金
受給するには、申請して認定を受ける必要があります。
なお、すでに申請済で、受給資格をお持ちの方は、改めて申請をする必要はありません。
対/市内に1年以上居住する方で、指定難病特定医療費受給者証を持ち、障害を事由とする市福祉手当などを受給していない方 見舞金(月額)/3000円
申請に必要なもの/受給者証の写し、預金通帳、個人番号が確認できる書類、身元が確認できる書類
申・問/必要書類を添えて、直接または郵送で、水戸市障害福祉課(☎232-9166)へ

募集
ふれあい講座

350-8053(3)へ

社課(☎310-8610、☎350-8053)へ

講座	親子ヨガ	エアロビクス
期日	第1日曜日 (6月~令和6年3月)	第4日曜日 (6月~令和6年3月)
時間	10:00~11:00	
定員	10名	20名

※いずれも定員になり次第締切り。
場所/水戸サン・アビリティーズ(見川町)
対象/障害のある方とその家族または一緒に運動をしたい方 料金/無料

募集
少年自然の家運営委員会委員

23(2)へ

ビリティーズ(☎241-3232)へ

年2回開催される運営委員会への出席や意見の提出などを行います。
対/市内に居住または通勤・通学する18歳以上の方 募集人数/1名 任期/2年間(7月からを予定) 選考方法/書類審査
申・問/5月15日(月)~6月5日(月)(当日消印有効)に、申込書に記入し、直接または郵送、ファックスで、水戸市少年自然の家(☎311-4161)全課

▼物件番号1

種類/土地(宅地) 所在/元吉田町字柵2252番10 地積/204.06㎡ 最低価格/606万円

申・問/6月12日(月)~16日(金)の午前9時~午後5時に、申込書に記入し、直接、財産活用課(☎232-9135)へ

※申込書は、同課または市ホームページから入手できます。

募集
美文字レッスン

のし袋などに自分の名前を美しく書いてみませんか。
期/6月12日(月)・26日(月)、7月10日(月)(全3回) 時/午後1時30分~3時 場/いきいき交流センターあじさい(末広町2) 対/市内に居住する方 人/15名(定員になり次第締切り) 料/無料 持ち物/筆記用具

申・問/5月25日(木)~30日(火)に、電話で、いきいき交流センターあじさい(☎232-021)へ

募集
暮らし

町80-1、☎254-2200、☎254-2201(3)へ ※募集要項、申込書は、少年自然の家、ホームページから入手できます。

水戸市役所 ☎029-224-1111(代表) https://www.city.mito.lg.jp

日…日時 期…期日、期間 時…時間 場…会場、場所 対…対象
人…定員 料…料金など 申…申込み 問…問合せ …共通事項

資源物・ごみの分け方・出し方を守り、
集積所の適正な維持管理をお願いします

問合せ／清掃事務所(☎297-5821)

①ビーズクッションの出し方

収集作業の際、ビーズクッションの中のマイクロビーズが飛散することがあります。燃えるごみの収集袋に、ビーズクッションが入っている旨の紙を貼ってください。

②シュレッダーごみの出し方

収集作業の際の飛散を防止するため、燃えるごみ収集袋に入れるときに、霧吹きなどで湿らせてください。

③大掃除などにおける多量のごみの出し方

集積所でなく、清掃工場「えこみっと」へ持込むか、水戸市一般廃棄物収集運搬業許可業者に引取りを依頼してください。

④資源物の置き方

同一の収集日に、複数の種類の資源物を収集することがあります。種類ごとにまとめるなど、置き方に配慮してください。

⑤集積所の適正な維持管理

収集ボックスが不衛生であったり、部品が破損していたりすると、収集作業に支障をきたします。収集ボックスの清掃や、補修などをお願いします。

募集

わくわくプロジェクト
事業報告会

市民活動団体と市が協働で事業に取り組む「わくわくプロジェクト」。令和4年度に実施した5つの事業報告を行います。
日／5月30日(火)、午後1時30分から 場／市役所4階 人／15名(定員になり次第締切り)
報告事業名／「市民参画による道路等パブリック空間の有効活用検討事業」、「介護助手養成ちいすけ水戸」、「公園にハートいっばいの種を蒔こう」、「水戸の観光土産品付加価値創造事業」、

「キッズトレイルランニング大会」 申／当日受付
問／市民生活課(☎232-29151)

旧千波市民センター
有効活用内容の説明会

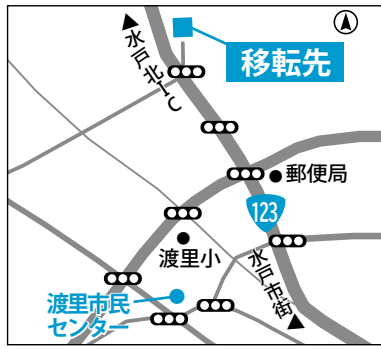
旧千波市民センターの有効活用を図る事業者・事業内容が決定しましたので、説明会を行います。
日／6月2日(金)、午前11時～正午 場／千波市民センター
事業者／医療法人清真会 事業内容／デイサービス・地域交流スペースの運営など

渡里市民センターが
一時移転します

6月12日(日)～令和6年3月下旬に、改修工事のため、渡里市民センターが一時移転します。
移転先／渡里町3201-3い
きいき交流センター長者山荘
電話番号／221-3873
※移転前と変わりません。
問／市民生活課(☎232-29151)

問／財産活用課(☎232-9135)または市民生活課(☎232-9151)

オオキンケイギク
駆除にご協力を



特定外来生物オオキンケイギクが、5月から7月にかけて沿道や庭先に黄色い花を咲かせます。放置すると、自然環境に悪影響を及ぼしますので、駆除にご協力ください。駆除の方法な

ど、詳細は、お問合せください。
問／環境保全課(☎232-9154)



5月30日は
「ごみゼロの日」

5月30日は、ごみの減量と、資源の有効活用をあらためて意識してみませんか。

市では、資源物として、紙類、布類、びん・缶類、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装などを収集しています。資源物として出されたものは、さまざまな製品や原料に生まれ変わるため、限りある資源を有効に活用することができます。ごみの減量にもつながります。

分別をして、ごみの少ない美しいまちを目指しましょう。
問／ごみ減量課(☎232-9114)

遺跡がある場所での工事
には届出が必要です

遺跡がある場所での土木工事や建築工事を行う場合は、文化

災害時はラジオなどで情報を発信します
FMぱるるん(76.2MHz)で割込み放送を行います。
水戸市公式SNSやメールマガジンなどの各種媒体でも情報を発信します。

メールマガジンの
申込みはこちら▶



建物の耐震化を支援しています

問合せ／建築指導課(☎232-9210)

市では昭和56年5月以前に着工された建物を対象に、耐震化のための支援を行っています。詳細は、お問合せください。

▼一戸建ての木造住宅

・耐震診断士を派遣しての耐震診断

自己負担額／5,000円

受付期間／7月3日(月)～9月29日(金)

・耐震診断で耐震改修が必要と判断された住宅については、改修のための設計費・工事費を補助

補助額／次のとおり

- ・設計と工事をセットで行う場合…100万円まで
- ・設計と工事を別に行う場合の設計費…10万円まで
- ・設計と工事を別に行う場合の工事費…50万円まで

受付期間／11月30日(木)まで

▼病院・店舗・ホテルなどの用途で

一定規模以上の建物

・耐震診断に係る診断費用の3分の2を補助

*建物の面積に応じて上限あり(限度額は250万円)。

募集 農業ヘルパー

財保護法に基づき、工事着工の60日前までに届出が必要です。届出方法／随時受付けていますので、届出用紙に記入のうえ、図面を添えて、直接、埋蔵文化財センター(塩崎町)へ ※届出用紙は、同センターまたは市ホームページから入手できます。遺跡の確認方法・問／随時受付けていますので、住宅地図に、確認したい場所、連絡先を記入し、直接またはファックスで、同センター(☎・📠2699・5090)へ

民有林の造林事業補助

現在、農家からの求人が増加しており、農家へ働きに行ける方を募集しています。

良好な森林環境を保全・維持するための植林、間伐などの森

農業ヘルパーセンターでは、ハローワークと連携して補助労働力を必要とする農家へ、農業ヘルパーを紹介しています。また、農作業未経験の方のために、ふるさと農場(全隈町)などにおいて、毎月技術習得研修会も開催しています。対／市内に居住する18歳以上の方(農業経験不問) 申／随時受付けていますので、電話で、農業ヘルパーセンター(農業公社内、☎251・5532)へ 問／同センターまたは農政課(☎232・9181)

林整備に係る経費の一部を助成します。

補助金交付には、森林整備の規模、内容などの条件があります。詳細は、お問合せください。 問／農政課(☎232・9181)

公共下水道・農業集落排水処理施設使用料

公共下水道・農業集落排水に接続すると、使用した水の量に応じて下水道使用料を計算し、水道料金とあわせて請求します。接続工事が完了したにもかかわらず、使用料が請求されていない場合には、お問合せください。井戸水などの水道水以外の水を公共下水道・農業集落排水へ流すときにも下水道使用料がかかります。井戸水などの使用を開始・廃止する際には、市への届出が必要となりますので、お問合せください。 問／下水道総務課(☎232・9221)

公共下水道が整備されたら接続を

公共下水道工事が終わると、各家庭の宅地内に「公共ます」が設置されます。ここへ台所や浴室、トイレなどの、家庭からの排水管を接続すれば公共下水道を利用できます。

す。公共下水道が整備された地域に住んでいて、まだ接続していない方は、すみやかに接続してください。

なお、接続工事は、水戸市下水道工事指定店に依頼してください。指定店は、市ホームページから確認できます。 問／下水道計画課(☎350・8508)



水道週間

楮川浄水場一般開放

6月1日～7日は水道週間で、期間中は、楮川浄水場の浄水施設を見学できます。 開放時間／午前9時～午後4時 問／水道総務課(☎231・4115)

水道メータ取替にご協力を

水道メータの取替を、定期的に無料で行っています。取替対象の方には、事前に「水道メータ取替のお知らせ」のはがきを郵送します。

取替作業は、市が委託した水戸市管工事業協同組合に加入している業者の担当者が、身分証明書を携帯のうえ訪問しますので、ご協力ください。 問／給水課(☎231・4112)

危険物安全週間

6月4日～10日は危険物安全週間です。ガソリン、灯油、塗料など、日常で使用している危険物は、使用方法を間違えると火災などの原因になるおそれがあり、とても危険です。

職場や家庭内で何気なく使っている危険物を含む製品を確認し、使用上の注意事項や正しい使用方法を十分に理解することで、危険物に関する事故を防ぎましょう。

問/火災予防課(☎221・0145)

水防訓練を実施します

消防職員・団員が水防工法技術訓練や舟艇訓練を実施します。
日/5月28日(日)、午前9時30分
分 場/柳河市民運動場、那珂川千歳橋下流

問/消防救助課(☎221・0124)

募集 甲種・乙種防火 管理新規講習

期/甲種:7月18日(火)・19日(水) 乙種:7月18日 場/茨城県トラック総合会館(見川町)
人/140名(定員になり次第締切り) 料/甲種8000円、

乙種7000円(いずれもテキスト代など) 申/5月30日(火)～6月6日(火)に、日本防火・防災協会ホームページから申込み※ファックスでも申込みます。受付時間など、詳細は、同協会ホームページをご覧ください。



問/同協会(☎03・6263・9903)または市火災予防課(☎221・0119)

文化・教養・スポーツ

募集 こどもの本の広場

図書館員による新刊児童図書を紹介や、小学校の図書ボランティア同士の情報交換を行います。
日/6月19日(月)、午前10時～正午 場/内原図書館 対/小学校での読み聞かせや図書室での活動をしている方または小学生の読書に興味がある方 人/15名(定員になり次第締切り) 料/無料 申/5月24日(水)～6月15日(木)に、電話またはファックスに、代表者の氏名、電話番号、参加人数を記入し、小学校での読書を考える会水戸ネットワーク事務局(田坂方)☎090・8841・79005、☎254・53006)へ

問/同事務局(田坂方または中央図書館)☎226・3951

図書館タイムメッセージ 1年後の自分へ

思いを込めたメッセージカードを、図書館でタイムカプセルとして保管します。1年後の自分へカードを贈りませんか。
期/6月17日(土)・18日(日)・19日(月) 場/見和図書館 対/市立図書館利用カードを持っている方

問/見和図書館(☎350・2051)

募集 庭木教室(初級編)

期/7月5日(水)、9月20日(水)、10月25日(水)(全3回) 時/午前9時～11時30分 場/市公園協会(千波町)、千波公園少年の森 対/市内に居住する方 人/30名(定員を超えた場合は抽選) 料/2000円(保険料・材料費など) 申・問/5月31日(水)当日消印有効(までに、はがきにて、「庭木教室参加申込み」明記のうえ、参加者全員の住所、氏名(フリガナ)、生年月日、性別、電話番号を記入し、水戸市公園協会(〒310-0851千波町5008)☎59・2244・28005)へ ※はがき1枚につき、2名まで申込み

めます。抽選結果は、郵送で、申込者全員にお知らせします。

募集 こつばのひびきを 楽しもう!

英語と日本語での絵本の読み聞かせなどを行います。
日/6月24日(土)、午後2時～2時45分(受付は午後1時45分から) 場/市国際交流センター(備前町) 人/30名(定員になり次第締切り) 料/無料

申・問/5月24日(水)の午前9時から受付けますので、直接または電話、ファックス、メールに、「こつばのひびきを楽しもう」と明記のうえ、参加者全員の氏名(フリガナ)、年齢(こどものみ)、電話番号を記入し、市国際交流協会(☎221・1800、☎221・5793、☎mito@mito.ne.jp)へ

市芸術祭

▼いけばな展

期/5月19日(金)～21日(日) 時/午前9時30分～午後6時(入館は午後5時30分まで。21日は午後4時30分まで) 場/水戸芸術館現代美術ギャラリー 料/無料

▼交響楽演奏会 第1部

日/5月21日(日)、午後2時から 場/ザ・テロサフ・シティ

会館大ホール 料/大人1300円、学生100円 出演/茨城交響楽団 申/電話で、同館チケット予約センター(☎241・1160)へ ※直接、同館でチケットを購入することもできます。

問/文化交流課(☎291・3846)

歴史館まじり

期/6月3日(土)・4日(日) 時/午前10時～午後3時 場/県立歴史館 内容/勾玉(まがたま)づくり体験、高校生による吹奏楽「ンサート」など
問/同館(☎225・4425)



募集

**アダストリア みと アリーナ
スポーツ教室体験**

場所／アダストリア みと アリーナ

▼こころとカラダの調整教室

ヨガ、ピラティス、ストレッチを主とした教室です。初めての方も安心して参加できます。

期間／6月6日(火)から 対象／18歳以上の方
参加費／1回900円

曜日	教室名	時間
火	ゆるめるヨガ	13:00～14:00
水	シンプルヨガ	10:00～11:00
	ペルビックストレッチ	12:00～13:00
	やさしい健康ピラティス	13:30～14:30
	ハッピーヨガ	19:30～20:30
金	シンプルヨガ	10:15～11:15
	リラックスヨガ	14:40～15:40
土	パワーヨガ	10:00～11:00
	フローヨガ	11:30～12:30

▼ジュニアヒップホップ体験


ヒップホップ未経験の方や基礎を学びたい方向けの入門クラスです。

日時／6月24日(土)、10:00～11:00 対象／小学生
定員／20名(定員になり次第締切り) 参加費／1,100円

申込・問合せ／6月1日(木)から受け付けますので、
直接、アダストリア みと アリーナ(☎303-6335)へ
※受付時間は、火～金曜日の10:00～17:00。
※参加費は、体験(1回限り)のものです。継続して参加する場合は、回数券を購入してください。(6回分8,800円)

または市歴史文化財課(☎303-6813)

**募集
水戸内原国際交流
ふれあいの会**

ゲストから英語で各国の文化についての話を聞き、一緒にディスカッションなどを楽しみます。
期／6月3日、8月5日、10月7日、12月2日、令和6年2月3日の土曜日 時／午前10時30分～正午(受付は午前10時15分から) 場／内原市民センター
人／各20名(定員になり次第締切り) 料／500円 申／各開催日の3日前までに、電話またはEメールに、住所、氏名、電話番号を記入し、水戸内原国際交流ふれあいの会高橋方(☎090-4708-3315、)

mito.uics@gmail.com)へ
問／同団体高橋方または市文化交流課(☎201-3846)

**募集
自衛隊
夏休みキャンプ教室**

テント設営や野外調理を体験しませんか。
期／7月22日(土)の午前9時～23日(日)の午後2時～(泊2日) 場／陸上自衛隊勝田駐屯地(ひたちなか市勝倉) 対／県内に居住する小学生とその保護者
人／70名(定員を超えた場合は抽選) 料／一人につき2500円(保険料、食事代など) 申／6月16日(金)までに、Eメールに、参加者全員の住所、氏名(ふりがな)、生年月日、年齢、性別、学年(職業)、電話番号、

食物アレルギーの有無を記入し、

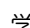
勝田駐屯地広報班()espress@net.gsdf.mod.go.jp)へ

※抽選結果は、Eメールで、当選者にお知らせします。
問／同駐屯地(☎029-274-3211)または市総務法制課(☎232-9116)

**募集
少年自然の家
サマーキャンプ**

日／7月27日(木)の午前8時40分～28日(金)の午前10時(泊2日) 場／少年自然の家(全限町) 対／市内に居住または通学する小学4～6年生 人／54名(定員を超えた場合は抽選) 料／6500円(材料費、食事代など) 内容／テント野営体験、野外活動 申・問／6月23日(金)までに、

ファックスまたはEメールに、

住所、氏名(ふりがな)、性別、学校名、学年、保護者名、電話番号、食物アレルギーの有無を記入し、少年自然の家(☎254-2200、)shizen@city.mito.jp)へ

※抽選結果は、電話で、申込者全員にお知らせします。


**募集
納豆大豆の種まき体験**

わら納豆に使用される大豆の種まきから、収穫・わら納豆への加工までを1年を通じて体験します。
日／6月17日(土)、午後2時～3時30分 ※荒天時は6月18日(日)に延期。 場／ふるさと農場(全限町) 対／市内に居住する小学生以下とその保護者 人／20組(定員になり次第締切り) 料／1000円 申／5月27日(土)～6月4日(日)に、電話で、森林公園森の交流センター(☎252-7500)へ

※雨天順延。 時／午前10時～午後1時 場／森林公園森の交流センター 人／各10名(定員を超えた場合は抽選) 料／1000円(手打ちそば食代など) 持ち物／梅ジュースを入れるビン(3ℓ以上)

申・問／5月24日(水)～27日(土)に、電話で、同センター(☎252-7500)へ ※抽選結果は、電話で、当選者にお知らせします。

**募集
親子で楽しむ森遊び「森っし」**

自然の中で、のびのび遊んでみませんか。活動内容など、詳細は、森っこホームページをご覧ください。


期／12月までの木曜日 時／午前10時～午後1時30分 場／森林公園など 対／0～4歳児とその保護者 料／親子1組につき500円 申／当日受付 問／森林公園森の交流センター(☎252-7500)



ソフトテニス用ラケット、飲み物 申/5月22日(月)の午前9時30分から受付けますので、参加料を添えて、直接、総合運動公園体育館へ ※中学生以下は、保護者が申込んでください。
問/スポーツ振興協会 ☎241-0704

募集
早起きソフトテニス教室
期/6月24日～7月22日の土曜日(全5回) ※雨天時は翌週に延期。時/午前6時30分～8時30分 場/総合運動公園第2テニスコート 対/小学3年生以上 人/40名(定員になり次第締切り) 料/大人:3000円 高校生以下:2000円(傷害保険料を含む) 持ち物/運動のできる服装、テニスシューズ、ソフトテニス用ラケット、飲み

期日	時間	テーマ	集合場所
6/3(土)	19:00～21:00	千波湖周辺に生息するホタルを観察しよう	偕楽園下駐車場
6/4(日)	9:00～10:30	千波湖畔にピオトープを作ろう	千波公園 親水デッキ
	11:00～12:30	こどもムシムシ探検隊とオオキンケイギク除去	
	13:00～15:30	どんな種類の外来魚が生息しているか調べよう	

募集
千波湖環境学習会
定員/各100名程度(定員になり次第締切り) ※小学生以下は保護者同伴。 料金/無料 申込み/当日受付

日/7月25日(火)、午前8時開場 場/小吹運動公園屋内プール 対/市内に通学する小学生 料/無料 種目/自由形など 申/6月12日(月)までに、通学する各学校へ申込み 問/スポーツ振興協会 ☎243-4502

募集
国民皆泳水戸市水泳大会
期/7月17日(月) コース/千歳橋～水府橋の3.5km 対/小学4年生以上 人/200名(定員になり次第締切り) 料/1500円(保険料を含む) 申/6月11日(日)までに、申込書に記入のうえ、参加料を添えて、直接総合運動公園体育館へ ※申込書は、スポーツ振興協会ホームページ(<https://maas.or.jp>)から入手できます。
問/スポーツ振興協会 ☎243-4502

募集
水戸黄門まつり 那珂川遠泳大会
期/7月17日(月) コース/千歳橋～水府橋の3.5km 対/小学4年生以上 人/200名(定員になり次第締切り) 料/1500円(保険料を含む) 申/6月11日(日)までに、申込書に記入のうえ、参加料を添えて、直接総合運動公園体育館へ ※申込書は、スポーツ振興協会ホームページ(<https://maas.or.jp>)から入手できます。
問/スポーツ振興協会 ☎243-4502

物 申/5月22日(月)の午前9時30分から受付けますので、参加料を添えて、直接、総合運動公園体育館へ ※中学生以下は、保護者が申込んでください。
問/スポーツ振興協会 ☎241-0704

令和4年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況を公表します

情報公開制度は、市が保有している情報を、市民の皆さんに公開する制度です。また、個人情報保護制度は、皆さんの個人情報を適切に取扱うとともに、市が保有する自分の個人情報の開示や訂正、利用停止を請求する権利を保障するものです。

販売することを目的とするものは、対象外となります。
なお、開示の対象となる行政文書であっても、プライバシーに関わるものや、事務・事業を進めるうえで支障が生じるおそれがあるものについては、開示できない場合があります。

情報公開センターでは、文書、図面、電磁的記録などの行政文書や、自分の個人情報の開示を請求することができます。ただし、官報や新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に

▼写しの交付
料金/1ページにつきA4判、A3判ともに10円
問合せ/情報公開センター(☎224-1111、内線1329)、総務法制課(☎232-9116)

▼情報公開制度に関するもの(請求・決定の件数)

令和5年4月1日現在

実施機関名	請求の件数	決定の区分						審査請求	
		全部開示	部分開示	不開示	うち条例第7条該当	うち条例第10条該当	うち不存在	処理件数	件数
市長	208	92	89	32	1	2	29	1	1
消防局長	3	1	2	—	—	—	—	—	—
上下水道事業管理者	11	8	3	—	—	—	—	—	—
教育委員会	23	5	8	10	—	—	10	—	—
選挙管理委員会	1	—	1	—	—	—	—	—	—
農業委員会	12	1	8	3	—	—	3	—	—
計	258	107	111	45	1	2	42	1	1

※請求がなかった実施機関については、掲載していません。請求の件数には令和4年度に請求があったもので令和5年度に決定するもの4件を含み、決定の件数には令和3年度に請求があったもので令和4年度に決定したものの9件を含みます。

▼個人情報保護制度に関するもの(請求・決定の件数)

令和5年4月1日現在

実施機関名	請求の件数			決定の区分									審査請求	
	開示	訂正	利用停止	開示等						訂正等		利用停止等		処理件数
				全部開示	部分開示	不開示	うち条例第14条該当	うち条例第17条該当	うち不存在	訂正	不訂正	利用停止	不利用停止	件数
市長	28	1	—	15	7	7	—	—	7	—	—	—	—	—
消防局長	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	29	1	—	15	8	7	—	—	7	—	—	—	—	—

※請求がなかった実施機関については、掲載していません。請求の件数には令和4年度に請求があったもので令和5年度に決定するもの2件(うち訂正請求1件)を含み、決定の件数には令和3年度に請求があったもので令和4年度に決定したものの2件を含みます。